

愛知 DMAT 設置運営要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、愛知県地域防災計画に基づき、愛知県内外における地震等による大規模自然災害（以下「大規模自然災害」という。）及び愛知県内外における大規模事故災害等（以下「大事故災害」という。）の発生時において、第 7 条に定める DMAT 指定医療機関に所属し災害現場での救命処置や災害拠点病院の支援、重症患者の広域医療搬送などを行う災害派遣医療チーム及び災害派遣医療チームと協働する日本赤十字社愛知県支部救護班（以下「愛知 DMAT」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることにより、災害発生時における医療支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

（編成）

第 2 条 愛知 DMAT は、次に掲げる者（以下「愛知 DMAT 要員」という。）により編成する。

- (1) DMAT 登録者（独立行政法人国立病院機構災害医療センター等で実施される「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者）
- (2) 厚生労働省が示す基準と同等の研修を受けた日本赤十字社愛知県支部に所属する日赤救護班要員
- (3) 前 2 号に該当する者が十分に養成されるまでの間（各 DMAT 指定医療機関においては第 1 号に該当する者が 15 名に達するまでの間並びに日本赤十字社愛知県支部においては第 1 号又は第 2 号に該当する者が 30 名に達するまでの間）、第 1 号又は第 2 号に掲げる研修の受講予定者のうち、各 DMAT 指定医療機関の管理者又は日本赤十字社愛知県支部長から推薦があり、知事が適当と認めた者（ただし、各 DMAT 指定医療機関については 15 名から第 1 号に該当する者を除いた人数を、日本赤十字社愛知県支部については 30 名から第 1 号及び第 2 号に該当する者を除いた人数を、それぞれ上限とする。）

2 前項の編成は、同一所属による 1 チーム 5 名による編成を基本とする。ただし、状況に応じたチーム人数により編成できるものとする。

3 第 1 項の編成は、前項の規定にかかわらず、所属の異なる愛知 DMAT 要員による編成・人数とすることができるものとし、知事は必要に応じて編成の調整を行うことができるものとする。

（統括）

第 3 条 愛知 DMAT が県内で活動する場合は、DMAT 統括者（以下「メディカ

ルコマンダー」という。)を置くものとし、メディカルコマンダーは、厚生労働省に認定された統括 DMAT 登録者が務めることを原則とする。

2 メディカルコマンダーは、現地合同指揮本部等で災害現場の医療の指揮統制を行う。

(出動基準)

第 4 条 愛知 DMAT の出動基準は、大規模自然災害又は大事故災害により、重症・中等症者が 20 名以上発生し又は発生すると見込まれる場合であって、知事から派遣の要請があった場合とする。

(活動期間)

第 5 条 愛知 DMAT の活動期間は、知事が活動終結を指示するまでの期間(災害の急性期(概ね 48 時間以内、広域医療搬送(広域医療搬送に伴う域内搬送及び広域搬送拠点臨時医療施設での活動を含む。))の場合は概ね 72 時間以内))とする。

(出動時の移動手段)

第 6 条 愛知 DMAT の災害現場への移動は、DMAT 指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部の緊急車輛等によるものとする。なお、県内の災害現場への移動については可能な範囲で、DMAT 指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部の最寄りの消防本部の緊急車輛並びに愛知県防災ヘリコプター等を利用できる。

(DMAT 指定医療機関の指定等)

第 7 条 知事は、次の各号の要件を満たす場合には、該当の災害拠点病院(日本赤十字社愛知県支部に所属する病院を除く。)を DMAT 指定医療機関として指定する。

- (1) 医療機関として愛知 DMAT 派遣を行う意志を有すること。
- (2) 愛知 DMAT の活動に必要な人員、装備を有していること。なお、装備は、平成 17 年 1 月 20 日付け厚生労働省医政局指導課からの通知に記載してある資器材等を基本とする。

2 知事は、前項の規定により指定した DMAT 指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部と、愛知 DMAT に係る次の各号を内容とする協定を締結するものとする。

- (1) 派遣の要請方法
- (2) 指揮系統
- (3) 要員の身分の取扱い

- (4) 活動内容
 - (5) 後方支援
 - (6) 活動費用
 - (7) 活動中の事故等への補償
 - (8) その他必要な事項
- 3 大事故災害の場合の前項第 6 号及び第 7 号の負担については、次のとおりとする。
- (1) 知事は、費用を負担すべき者に負担するよう要請する。
 - (2) 知事は、大事故災害が他都道府県で発生し、被災都道府県からの要請により愛知 DMAT の派遣を要請した場合で、費用を負担すべき者の負担能力が著しく低下している等のときは、被災都道府県において負担するよう要請する。
- 4 大規模自然災害の場合の第 2 項第 6 号及び第 7 号の負担について、知事は、被災都道府県からの要請により愛知 DMAT の派遣を要請した場合は、被災都道府県において負担するよう要請する。
- 5 前 2 項の場合において、関係者での協議が必要な場合は速やかに協議する。

(研修等)

- 第 8 条 愛知 DMAT 要員が所属する病院等は、その技術の向上等を図るため、愛知 DMAT 要員の研修及び訓練に努めるものとする。
- 2 知事は、愛知 DMAT の質的向上を図る研修及び訓練の企画並びに実施に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 月 日から施行する。